

埼玉県内科医会会則

第1条 本会は、埼玉県内科医会と称し、埼玉県医師会に所属する。

第2条 本会の事務所は、埼玉県医師会内に置く。

第3条 本会は、次の各号のいずれかに該当する者で、所定の手続きを経て会員となつた者をもって構成する。

(1) 埼玉県医師会会員で内科診療に従事する医師

(2) 埼玉県医師会会員が管理者である病院又は診療所に勤務する医師で内科診療に従事する者

第4条 本会は、日本臨床内科医会の活動に参加するものとする。

第5条 本会は、次の事業を行う。

(1) 内科に関する学術の調査研究

(2) 会員相互の親睦

(3) その他目的達成に必要な事項

第6条 第3条(1)に該当し、本会に入会を希望する者は、入会申込書(様式1)を、都市医師会を経由して会長に提出するものとする。

2 第3条(2)に該当し、本会に入会を希望する者は、入会申込書(様式1)を会長に提出するものとする。

3 第3条(1)に該当し、本会を退会する者は、退会届(様式2)を、都市医師会を経由して会長に提出するものとする。

4 第3条(2)に該当し、本会を退会する者は、退会届(様式2)を、会長に提出するものとする。

第7条 本会に次の役員を置き総会において会員の中より選出する。

会長 1人

副会長 若干名

理事 若干名

監事 2人

会長が必要とみとめたときは、埼玉県医師会長が推薦する者を理事に委嘱

することができる。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、会務を分担して処理する。
- 4 監事は、会務及び財産状況を監査する。

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、役員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、会長の任期とする。

第11条 定例総会は毎年1回会長が招集し、議長となる。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、又は会員の4分の1以上の要求があったとき会長が招集し、議長となる。
- 3 次の事項は総会の議決又は承認を得なければならない。
 - (1) 収支予算及び事業計画に関する事項
 - (2) 収支決算に関する事項
 - (3) 会則の変更に関する事項
 - (4) 顧問の委嘱に関する事項
- 4 次の事項は総会に報告しなければならない。
 - (1) 役員会における議決事項
 - (2) 庶務及び会計報告
 - (3) 事業報告

第12条 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第13条 役員会は、会長が招集する。

- 2 次の事項は役員会の議決を得なければならない。
 - (1) 総会に提出すべき事項

(2)会務執行に関する事項

(3)会長が特に必要とする事項

第14条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第15条 本会の会費は、原則として、埼玉県医師会費に準じて納入する。理由なく 2 年以上会費を納入しないときは、退会したものとみなす。

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 総会及び役員会において決定した事項は、埼玉県医師会長に必要に応じ報告するものとする。

附 則

1. この会則は昭和38年6月15日より施行する。
2. 昭和48年4月27日定例総会で一部改正
3. 昭和49年5月16日定例総会で一部改正
4. 昭和59年6月27日定例総会で一部改正
5. 平成4年4月25日定例総会で一部改正
6. 平成6年5月21日定例総会で一部改正
7. 平成15年4月19日定例総会で一部改正
8. 平成19年5月12日定例総会で一部改正